

# 利 用 上 の 注 意

## 1. 調査の目的

経済センサス - 活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施している。

## 3. 調査日

令和3年6月1日

## 4. 調査対象

### (1) 属性的範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く国内全ての事業所・企業について行った。

- ① 大分類A－農業・林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所
- ④ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

## 5. 「令和3年経済センサス - 活動調査 産業別集計（卸売業、小売業に関する集計）」（以下「産業別集計（卸売業、小売業）」という。）における集計対象等について

(1) 産業別集計（卸売業、小売業）は、「令和3年経済センサス - 活動調査」（以下「活動調査」という。）の調査結果のうち、産業大分類が「I－卸売業、小売業」に格付けられた事業所について、以下のとおり集計したものである。

### ① 後掲表第1・2表

産業大分類「I－卸売業、小売業」に格付けられた事業所を全て集計対象としているが、年間商品販売額及び売場面積は、数値が得られた事業所について集計した。

### ② 後掲表第3表～第10表

産業大分類「I－卸売業、小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所について集計した。

- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 産業細分類が格付不能の法人組織の事業所又は産業小分類が格付不能の個人経営（法人でない団体を含む）の事業所ではないこと
- ・ 卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い法人組織の事業所ではないこと

このため、上記①各表の集計と事業所数、年間商品販売額は一致しない（表1）。

なお、従業者数、売場面積については、当該調査項目の数値が得られた事業所が同じであることから、同値となっている（表1）。

表1 「法人組織の事業所と個人経営の事業所の合計」の表における卸売業及び小売業の合計の比較

集計表名	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	売場面積 (㎡)
後掲表 第1表	21,037	122,605	6,497,560	1,564,600
後掲表 第3表以降	11,940	122,605	6,163,402	1,564,600

## 6. 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付け）方法は、次のとおりである。

### (1) 一般的な方法

#### ① 取扱商品が単品の場合

活動調査の卸売業及び小売業で用いる商品分類番号（以下「商品分類番号」という。）の4桁で産業細分類を決定する。

#### ② 取扱商品が複数の場合

ア 卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）と小売の商品販売額を比較し、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。

イ 商品分類番号上位2桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位2桁によって、産業中分類（2桁分類）を決定し、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位3桁、上位4桁の順に分類し、産業細分類（4桁分類）を格付けする。

### (2) 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、以下の方法で格付けを行っている。

※個人経営調査票については、『主な事業の種類又は事業所の形態等』を格付の参考としている。

#### ① 卸売業

ア 「5011 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

表2の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売りし、各財の販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く）の10%以上で、従業者が100人以上の事業所。

イ 「5019 その他の各種商品卸売業」

表2の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売りし、商品分類番号上位3桁の販売額で分類集計した販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く）の50%未満で、従業者が100人未満の事業所。

表2 財別と商品分類

財 別	商品分類番号 上位3桁	以下の産業分類に属する品目
生 産 財	511	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
	532	化学製品卸売業
	533	石油・鉱物卸売業
	534	鉄鋼製品卸売業
	535	非鉄金属卸売業
	536	再生資源卸売業
資 本 財	531	建築材料卸売業
	541	産業機械器具卸売業
	542	自動車卸売業
	543	電気機械器具卸売業
	549	その他の機械器具卸売業
消 費 財	512	衣服卸売業
	513	身の回り品卸売業
	521	農畜産物・水産物卸売業
	522	食料・飲料卸売業
	551	家具・建具・じゅう器等卸売業
	552	医薬品・化粧品等卸売業
	553	紙・紙製品卸売業
	559	他に分類されない卸売業

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財及び消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の商品分類番号が「536」（再生資源卸売業に属する品目）のみ、または、消費財の商品分類番号が「559」（他に分類されない卸売業に属する品目）のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

ウ 「5531 代理商、仲立業」

「5599 他に分類されないその他の卸売業」に格付けされた事業所のうち、商品分類番号「55992 特殊景品」が最も大きく、「この事業所の主な事業の内容」の取扱商品又は営業品目に非鉄金属の記載があった場合に「非鉄金属地金卸売業」に格付けする。

エ 「5598 代理商、仲立業」

卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）と仲立手数料を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商、仲立業」に格付けする。

② 小売業

ア 「5611 百貨店、総合スーパー」

表3の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売りし、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所をいう。

イ 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

表3の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売りし、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所をいう。

表3 「衣」、「食」及び「他」と商品分類

衣・食・他別	商品分類番号 上位2桁	以下の産業分類に属する品目
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
他	59 60	機械器具小売業 その他の小売業

ウ 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、表4の商品分類番号上位3桁で分類集計した小売販売額が3つ以上あり、そのいずれもが商品分類番号「58」（飲食料品小売業に属する品目）の総額の50%に満たない事業所をいう。

表4 飲食料品小売業と商品分類

産業分類	商品分類番号 上位3桁	以下の産業分類に属する品目
58 飲食料品小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

エ 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいう。

オ 「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかの事業所をいう。

- ・ セルフサービス方式を採用しており、一般用医薬品を小売りしている事業所
- ・ セルフサービス方式を採用しており、「店舗形態」において「ドラッグストア」を選択した事業所

カ 「6091 ホームセンター」

中分類「60 その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかの事業所をいう。

- ・ セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、金物、荒物、苗・種子のいずれかを小売りしている事業所
- ・ セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、「店舗形態」において「ホームセンター」を選択した事業所

キ 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「60921 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所をいう。  
ク 「61 無店舗小売業」  
販売形態の店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所をいう。

## 7. 主な用語の説明

### (1) 事業所（卸売業・小売業事業所）

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

### (2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）  
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所  
なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

### (3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所  
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。  
ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）  
例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。  
なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類される。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所

など)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 従業者及び就業者

令和3年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。

① 個人業主

個人経営の事業主で実際に事業所を経営している人をいう。

② 無給家族従業者

個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している人をいう。

③ 有給役員

法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている人をいう。なお、重役や理事であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

④ 常用雇用者

「無期雇用者」及び「有期雇用者(1か月以上)」に分けられる。

⑤ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人(定年まで雇用される場合を含む。)をいう。

⑥ 有期雇用者(1か月以上)

有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

⑦ 臨時雇用者(有期雇用者(1か月未満、日々雇用))

有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

⑧ 従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)(以下「労働者派遣法」という。)でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

⑨ 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

(5) 年間商品販売額

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算

出した。

(6) その他の収入額（法人組織の事業所のみ）

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業、飲食部門、サービス業などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもの。

(7) セルフサービス方式（法人組織の小売業のみ）

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の50%以上について、次の三つの条件を兼ね備えている場合をいう。

- ① 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっている。
- ② 店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっている。
- ③ 売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっている。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがある。

(8) 売場面積（法人組織の小売業のみ）

令和3年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

## 8. 各統計表の表章項目の説明及び留意点

(1) 共通事項

① 「不詳」について

統計表の表頭、表側中「不詳」とは、当該項目について調査をしていない以下の項目及び当該項目の数値が得られなかったことを表している。

ア 「売場面積」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売等で売場面積の無い事業所を不詳とした。

イ 「開店時刻・閉店時刻」及び「営業時間」階級については、営業時間に関する項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）の事業所を不詳とした。

- ② 「年間商品販売額」、「その他の収入額」、「商業以外の収入額」、「商品売上原価」及び「年初及び年末商品手持額」の産業分類別数値については、十万円単位で四捨五入を行い百万円単位での金額表示をしているため、数値の積み上げが合計値と必ずしも一致しない。

- ③ 「個人」には「法人でない団体」を含む。

- ④ 「年間商品販売額」等については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表と

して集計した。

- ⑤ 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成 28 年経済センサス - 活動調査、令和元 年経済センサス - 基礎調査、経済構造実態調査及び報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。
- ⑥ 令和 3 年の個人経営は、産業小分類（3 桁）までしか格付けていないことから産業細分類（4 桁）には含まれていない。また、年間商品販売額及び売場面積は調査していない。

## 9. 記号及び注記

各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

- (1) 比率は、小数点以下第 2 位で四捨五入している。このため、「構成比」については、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- (2) 該当数字がないもの及び分母が 0 のため計算できないものは「－」とした。
- (3) 「X」は、集計対象となる事業所数が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が 1 又は 2 の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」としている。

## 10. その他

- (1) 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1 か月以上）」の区分に変更を行った。このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。  
<ガイドライン>  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000777099.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000777099.pdf)
- (2) 調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。このため、従来調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分な留意が必要である。